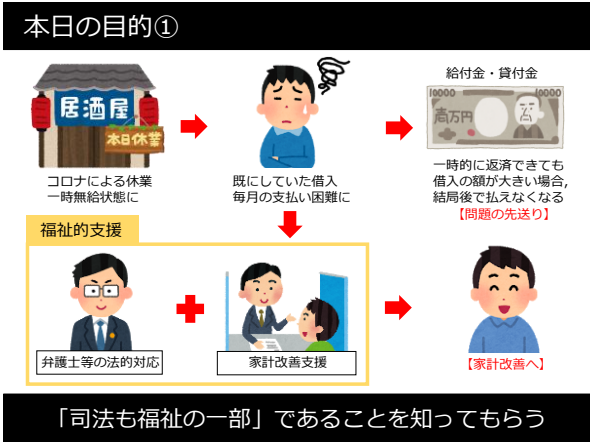
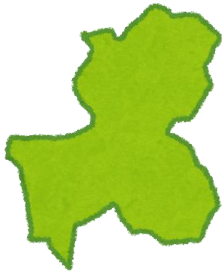


多重・過剰債務の解決方法の理解

日本司法支援センター（法テラス）本部
事務局長付 常勤弁護士 鏑木 信行



本日の目的②



「自分の地域で」 どうすれば
家計改善支援と司法が連携できるかを考えてもらう

本日の構成

- 1 債務を払わないとどうなるのか
- 2 どんな解決方法があるか
- 3 「自分の地域で」
司法とどう連携するか

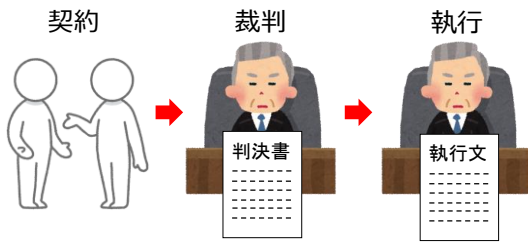
債務を払わないと
どうなるのか

力づくで払わせてもいい？



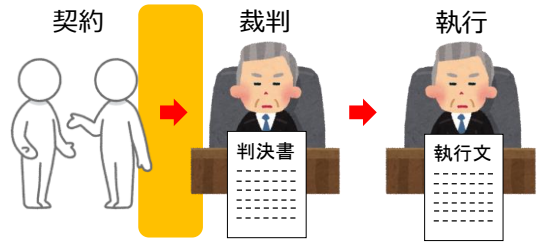
自力救済は禁止
裁判所で手続をとらなければならない

強制執行までの手続



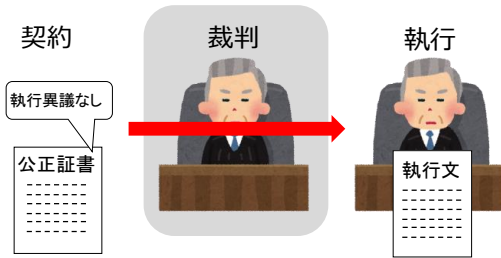
- ①裁判所に訴訟を起こして判決をもらう
- ②さらに裁判所に執行の申立を行う

業者からの督促，内容証明郵便



裁判に移行する前に任意の支払を求めている
(ただし、裁判所から来る「支払督促」には注意)

公正証書による強制執行



執行認諾文言のある公正証書は、
裁判を経ずに執行手続をとることができる

「何を」差し押さえられるのか



不動産・動産・債権
(ただし、「差押禁止財産」以外のもの)

差押え禁止財産の例①



生活に欠くことのできない
衣服、寝具、家具、台所用具、畳、建具 (民執法131①)

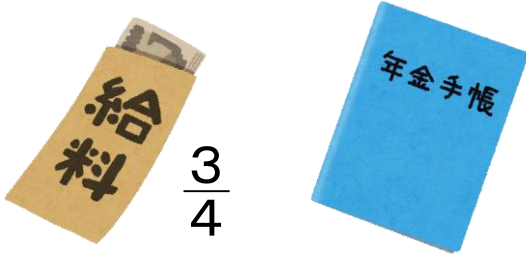
差押え禁止財産の例②



1ヶ月の生活に
必要な食料・燃料
(民執法131②)

6万円までの現金
(民執法131③, 民執令I)

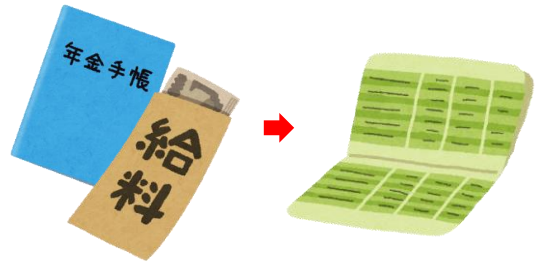
差押え禁止財産の例③



給料の4分の3
(4分の1は差押え可能)
(民執法152 I ②)

年金受給権
生活保護費受給権

預金口座に振り込まれた給与・年金は？



預金債権として差押え可能

どんな解決方法があるか

どんな解決方法があるか①

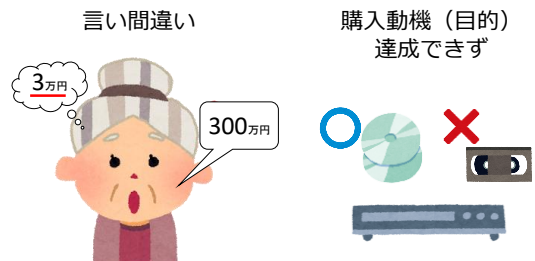
債務の存在自体を争う (代表例)

騙された・脅された



詐欺・強迫等を理由に
契約を取り消すことができる場合もある

間違えた



錯誤（まちがい）を理由に
契約の取り消しを主張できる場合もある

内容が極めて悪質



例えば、「ヤミ金」による高金利の貸付については、公序良俗違反を理由に 契約の無効 を主張できる

相手に契約違反があった



契約を解除できる場合がある

冷静に考えたらやめたい



一定の種類の契約は、一定の期間、「クーリング・オフ」ができる

時効



一定期間経過した債務は、時効の援用ができる
ただし、「時効の更新」に注意

時効の更新

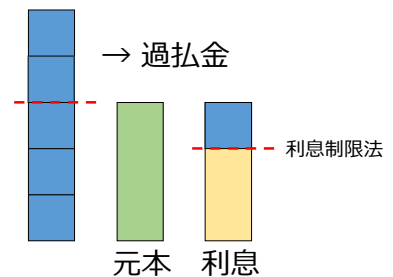


確定判決

認める・支払う等

時効の期間がリセットされる

実は払いすぎていた



いわゆる「過払金」として返還求められる

どんな解決方法があるか②

分割で払う

任意整理



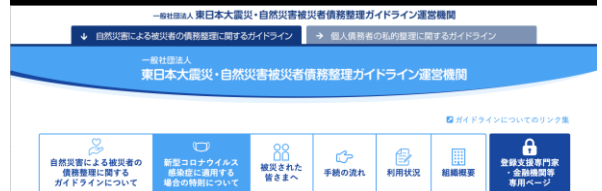
「合意」で債務総額、返済計画を変更する
(返済資金が必要、家計管理も重要)

住宅ローンの返済条件変更



「合意」で返済条件を変更する
(返済資金が必要、家計管理も重要)

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則)



新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則について

対象者、対象債務、その他利用条件あり。詳細は、下記HPへ
一般社団法人
東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関
<http://www.dgl.or.jp/covid19/>

どんな解決方法があるか③

自己破産をして 免責を受ける (支払わなくて良い状態)

自己破産のメリット



債務を支払わなくてよくなる (免責)

自己破産のデメリット



「一定の資産」を手放さなければならない

ブラックリストに載る
(新たな借入、
クレジットカード作成
しづらくできない)
※任意整理でも同じ

一定期間
一部の職業に
就けなくなる

自己破産のデメリット？



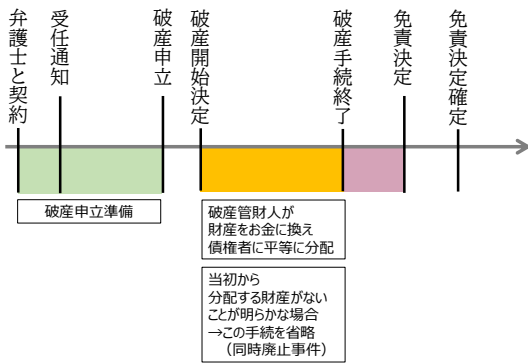
選挙権がなくなる

戸籍に載る

結婚できなくなる

上記は全てウソ

自己破産の手続



どんな解決方法があるか④

一部を免除
一部を分割で払う

個人再生



一部を免除，一部を分割払い
(裁判所の手続)

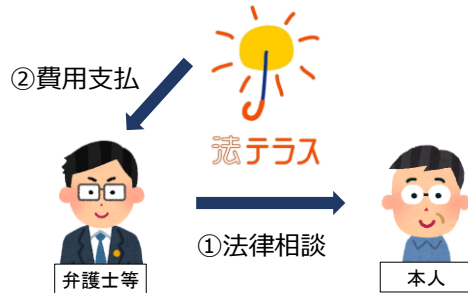
家を残したまま
分割で返済

「自分の地域で」
司法とどう連携するか

「自分の地域で」司法とどう連携するか

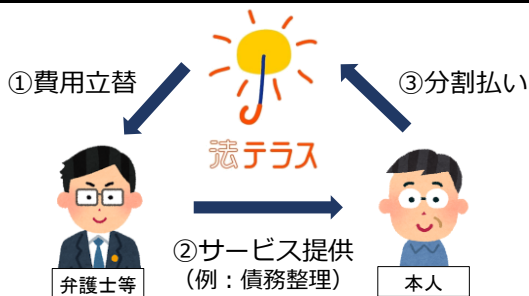
費用が払えなくても
債務整理できる？

無料法律相談（民事法律扶助）



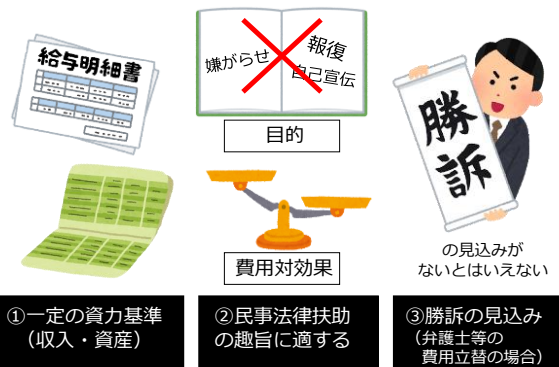
同一相談 3 回まで 無料で法律相談

代理援助・書類作成援助（民事法律扶助）



無利息で費用の立替

民事法律扶助の利用条件



資力基準（収入・資産）の目安

家族の人数	月収	資産
1人	18万2000円以下	180万円以下
2人	25万1000円以下	250万円以下
3人	27万2000円以下	270万円以下
4人	29万9000円以下	300万円以下

上記の基準を基本として、

- ・地域
- ・家賃、住宅ローン
- ・やむを得ない支出の有無

等の要素により、調整がなされます。

「自分の地域で」司法とどう連携するか

法律事務所まで
行かなくても相談できる？

出張相談



福祉施設やご本人宅に
弁護士等が出張して相談（利用条件あり）

出張相談の利用条件



65歳以上の高齢者



心身に重度又は中度の障害のある方



法律相談の場所まで往復3時間以上
（公共交通機関）



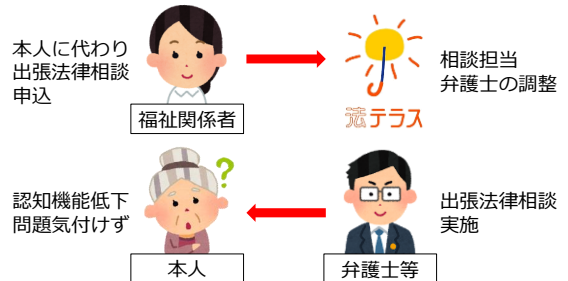
その他やむを得ない事情がある方

上記のいずれかの事情で相談場所まで行くのが難しい方

「自分の地域で」司法とどう連携するか

本人に代わって
福祉関係者の皆さんから
出張相談の申込はできる？

特定援助対象者法律相談援助



認知機能が十分でない方 が対象
資力のある方も利用可能（相談料の支払いが必要）

「自分の地域で」司法とどう連携するか

コロナの影響で
対面での相談が
難しい場合は？

法テラス「電話等無料法律相談」



お問合せは
法テラスサポートダイヤル

おなやみなし

0570-078374

（受付）平日9時～21時 土曜9時～17時

新型コロナウイルス感染症対策のため
期間限定で実施中（令和3年7月現在）
（最新の実施状況は法テラスホームページをご確認ください。）

「自分の地域で」司法とどう連携するか

法律相談に
福祉関係者の皆さんも
同席することは可能？

福祉関係者同席による法律相談

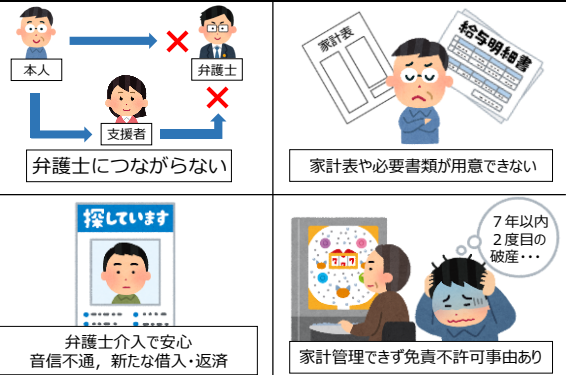


本人及び弁護士等の同意があれば可能
(事案によっては同席いただいた方が望ましい)

「自分の地域で」司法とどう連携するか

債務整理を通じた役割分担
— 確実な家計再生のために —

破産免責に至らない主な原因

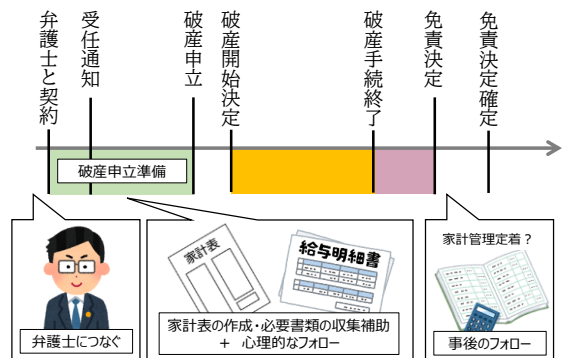


生活困窮者自立支援・支援調整会議 (写真は岐阜県中津川市)



ケース会議・支援調整会議に
弁護士等も出席

破産手続における連携



「自分の地域で」司法とどう連携するか

近くに相談できる弁護士等がいない時は？

事例検討会（写真は岐阜県恵那市）



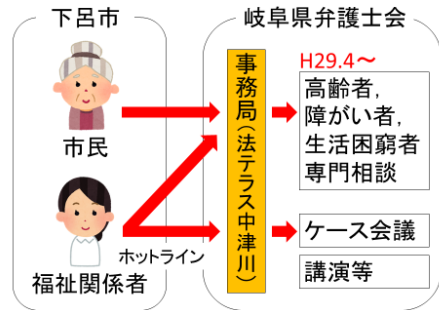
勉強会、事例検討会、ケース会議などで「顔の見える関係」をつくる

福祉のための法律講座（写真は岐阜県下呂市）



講演、法律講座などをやってみる

高齢者・障がい者・生活困窮者専門相談（岐阜県下呂市の例）



弁護士会、法テラスと連携して、地域共生に必要な「地域の司法インフラ」を整備する

どうすれば・・・



うちの地域で

とはいえ、地域の状況によって、弁護士等が対応できる状況も様々・・・

法テラス公式YouTube

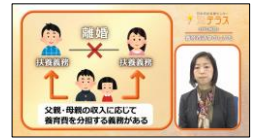
【福祉と司法の連携シリーズ】



福祉の現場にひそむ法的リスクシグナルの見つけ方

【近日公開予定】連携の進んでいる地域・機関の福祉関係者の方と法テラススタッフ弁護士の座談会

【3分で解説！シリーズ】



3分で解説！養育費請求のしかた

【URL】
<https://www.youtube.com/channel/UCOPpTUQPriW83GX8CFONJEg>



法テラス「企画室」



司法も福祉の一部です。お気軽にご相談ください。
【直通】050-3381-1576